

豊川市監査公表第30号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年6月27日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（教育委員会学校教育課）

監査実施期間 平成28年11月 7日から
平成29年 1月18日まで

豊川市監査公表第11号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 教職員・児童・生徒の健康診断業務及び児童・生徒の小児生活習慣病検査業務の契約について、1者見積による随意契約となっているので、競争原理が働く契約を検討されたい。</p> <p>3 各学校の要望により、学校教育課が購入し学校に配備した理科教育設備備品は、学校教育課が管理する備品として備品台帳を作成していたが、直接、学校に納品され納品の検査から備品の管理を学校に任せているため、適正な備品管理事務について検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>2 学校教育課が団体事務局を所管している4団体（豊川市児童・生徒教育指導事業委員会、豊川市現職研修委員会、豊川市学校保健会、豊川市不登校対策委員会）について、通帳及び印鑑の管理を1人の職員が行っているため、補助金等交付団体の現金等取扱要領（平成27年1月23日財政課通知）に準じた管理に改善されたい。</p>	<p>1 平成29年度執行分においては、3者の指名見積により業者を決定しました。3者のうち、1者は辞退しましたので、他2者による競争の結果、最低価格の業者と契約を締結しました。</p> <p>3 納品検査は学校教育課職員が行うこととします。また、納品後は学校所管として管理を学校に移管することとします。</p> <p>2 補助金等交付団体の現金等取扱要領により通帳及び印鑑の適正管理に努める様に周知しました。 4団体が通帳及び印鑑の管理に関し、適切に実施していることを確認しました。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年6月13日現在のものである。